

平成29年(甲)第5号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

決 定 要 旨

主 文

- 1 債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 2 申立て費用は債権者らの負担とする。

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

本件は、債権者らが、債務者の設置、運営している伊方発電所（以下「本件発電所」という。）3号機の原子炉（以下「本件原子炉」という。）には安全性に欠けるところがあるため、その運転により重大な事故が発生し、これによって大量の放射性物質が本件原子炉の外部に放出され、債権者らの生命、身体等の重大な法益に対する侵害が生ずる具体的な危険性があるなどとして、人格権による妨害予防請求権に基づき、本件原子炉の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てた事案である。

本件の争点は、①司法審査の在り方、②本件原子炉の必要性、③地震に対する安全性、④火山事象の影響に対する安全性、⑤避難計画等、⑥保全の必要性である。

2 司法審査の在り方

本来債権者らが主張、疎明責任を負担するが、本件原子炉を設置し運転する債務者の側において、本件原子炉の運転により重大な事故が発生し、これによって大量の放射性物質が本件原子炉の外部に放出され、債権者らの生命、身体等の重大な法益に対する侵害が生ずる具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要があり、債務者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険性の存在が事実上推定されるというべきである。

もっとも、原子炉等規制法の改正の趣旨、目的、新規制基準策定の経緯に照ら

すと、債務者は、本件原子炉が新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）により示されているので、上記具体的危険性が存在しないことの主張、疎明に代えて、現在の科学的、専門技術的知見に照らし、①新規制基準に不合理な点がないこと、②当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができるるべきである。

なお、新規制基準がその手続面及び内容面において不合理であるとはいえない。

3 本件原子炉の必要性

原子力基本法は、原子力利用の推進等を定め、原子力利用の安全確保を図るため、原子力規制委員会設置法が規制委員会を設置し、原子炉等規制法が発電用原子炉の設置及び運転に関して規制を定めていることからすれば、我が国の法制度は、原子力発電に一定の必要性があると認めているものと解される。また、このような法体系の下で債務者が電力を供給している四国4県において原子力発電の必要性が失われている事情も認められない。

したがって、本件原子炉の必要性がないとはいえない。

4 地震に対する安全性

(1) 地震調査研究推進本部の地震調査委員会は、平成29年12月19日、「中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価（第二版）」（以下「中央構造線断層帯長期評価（第二版）」という。）を公表した。これによると、「三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要であると考えられる。伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在のところ調査がなされていないため活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」とされており、地質学を専門とする愛媛大学名誉教授小松正幸らも佐田岬半島沿岸部における活断層の有無に関する債務者の調査は不十分であるとの見解を示している。

しかしながら、佐田岬半島沿岸部では、債務者のほか、産業技術総合研究所、国土地理院、大学グループなど各調査機関により、調査対象深度及び分解能の異なる各種の音源を用いた音波探査が実施されており、中央構造線断層帯長期評価（第二版）の作成に関与した委員2名が十分な調査がなされていると評価していることからすれば、佐田岬半島沿岸部に活断層が存在するとはいえない。

- (2) 中央構造線断層帯長期評価（第二版）によれば、本件発電所至近距離にある断層区間は「伊予灘」となり、その長さは約88kmと設定された。

しかし、債務者の基準地震動の評価に当たって、本件発電所至近距離にある断層の長さが約88kmであることは既に実質的に考慮されているといえるから、債務者の基準地震動の評価に不合理な点はない。

- (3) 中央構造線断層帯長期評価（第二版）によれば、中央構造線断層帯の震源断層の傾斜角について、鉛直の可能性も中角度の可能性もあるが、中角度の可能性が高いとされている。この点につき、債務者は、中央構造線断層帯の震源断層の傾斜角について鉛直と評価しているが、中角度の可能性を否定しているわけではなく、不確かさとして考慮して基準地震動を策定している。他方、債務者は、震源断層が中角度であることと応力降下量を1.5倍とする不確かさを重畠して考慮していないが、震源断層が中角度で横ずれ断層の場合には断層の強度や摩擦係数等が小さいという知見が存在するから、上記の不確かさを重畠考慮していくなくとも債務者の基準地震動の策定が不合理であるとはいえない。

- (4) 上記以外の点に関する債務者の基準地震動の策定、基準地震動の年超過確率の評価、本件原子炉施設の耐震性についても不合理な点はないし、新規制基準に適合していると判断した規制委員会の判断にも不合理な点はない。

5 火山事象の影響に対する安全性

- (1) 噴火の規模等を推定するに当たって、巨大噴火をどのように考慮するかは、我が国の社会がどの程度まで巨大噴火の原子力発電所に対するリスクを容認するかという社会通念を基準として判断せざるを得ないところ、巨大噴火の発生

頻度は著しく小さい。また、巨大噴火は、一度起きると全国的規模で生活基盤や社会の諸機能に甚大な被害を与えるにもかかわらず、巨大噴火を想定した法規制や行政による防災対策は、原子力規制以外の分野においては行われておらず、国民の間で巨大噴火を想定した移住等の動きもみられないことから、巨大噴火については、そのリスクに対する社会の受け止め方が、巨大噴火以外の場合とは異なっていると考えられる。

以上の点からすれば、巨大噴火の可能性の評価については、①現在の火山学の知見に照らした火山学的調査を十分に行った上で、火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、②運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるといえない場合は、巨大噴火の可能性が十分に小さいと判断でき、巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認できる水準以下であると評価することができる。火山ガイドもこのような考え方によっている。

(2) 立地評価に関しては、前記(1)の巨大噴火の可能性の評価の基準によると、阿蘇につき、本件原子炉施設の運用期間中、巨大噴火の可能性が十分に小さいと判断できる。阿蘇4噴火以外の噴火で本件発電所敷地に火砕物密度流が到達したとの知見は存在せず、阿蘇における巨大噴火に達しない程度の噴火で火砕物密度流が本件発電所敷地に到達する可能性はないから、運用期間中に設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さい。

影響評価に関しては、巨大噴火に至らない噴火であっても、現在の火山学の知見では噴火の規模について的確に予測するのは困難であり、検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大規模を用いて火山事象の評価を行わざるを得ないから、債務者による降下火砕物の最大層厚の想定が過小評価ということはできない。また、債務者は降下火砕物への影響対策も実施している。

以上の点について新規制基準に適合していると判断した規制委員会の判断に不合理な点はない。

6 避難計画等

- (1) 新規制基準において避難計画が審査の対象となっていないことが国際基準に照らして不合理であるということはできない。
- (2) 債権者らの居住地は、原子力災害対策指針で定めるUPZ（本件発電所から約30km）の範囲外に位置しているため、債権者らを直接対象とした避難計画は策定されていない。しかしながら、原子力災害対策指針のPAZ及びUPZの範囲の設定、UPZ外の緊急時対応は合理的であり、債権者らを対象とした避難計画が存在しないことは、新規制基準の不合理性を示すものではなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険が事実上推定されるとはいえない。
- (3) 債権者らの居住地の状況からすれば、例えば地震と過酷事故の同時災害となった場合、債権者らが速やかに避難、屋内退避を行うことは容易ではないようにも思われる。

しかしながら、本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することが疎明されたとはいえないし、仮に本件原子炉施設で過酷事故が発生し、自治体レベルでの対応が困難になった場合には、全国規模のあらゆる支援が実施されることとなっている。

7 結論

債権者らの申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠くから、これらをいずれも却下する。

以上